

住宅宿泊事業の届出に必要な添付書類				チェック欄
法令に基づく添付書類	法人・個人の共通事項	1	住宅の登記事項証明書	
		2	住宅が「入居者募集中の家屋」の場合、入居者の募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類	
		3	住宅が「随時居住の用に使用している家屋」の場合、その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類	
		4	次に掲げる事項を明示した住宅の図面 1) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 2) 住宅の間取り及び出入口 3) 各階の別 4) 居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積 5) 図面の縮尺 6) 安全措置の実施内容（非常用照明器具の設置位置等） 「民泊の安全措置の手引き」（観光庁ホームページ）を参照	
		5	届出者が「賃借人である」場合は、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書類	
		6	届出者が「転借人である」場合は、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書類	
		7	住宅が「ある建物が2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである」場合は、専有部分の用途に関する規約の写し	
		8	上記7の場合において、「規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない」場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類	
		9	届出者が「管理業者に委託をする」場合、管理事業者との契約書の写し	
		10	欠格事由に該当しない旨の誓約書 (ガイドラインの様式 法人：様式A、個人：様式B)	
	法人の場合	1	法人の定款又は寄付行為	
		2	法人の登記事項証明書	
		3	法人役員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書	
	個人の場合	1	届出者及び法定代理人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書	
		2	未成年者で法定代理人が法人の場合、法定代理人の登記事項証明書	
	宮崎県独自の添付書類	1	住民票の写し（個人の場合のみ）	
		2	周辺住民に対し事前に説明したことを明らかにする書面 ※周知した相手との位置関係を示すために、地図で明記してください。	
		3	居室面積等の計算書（図面への追記でも可）	
		4	洗面設備（鏡の設置）や台所（シンクやコンロ）等の構造が分かる写真	
5		消防法令適合通知書（消防機関に消防法令の適合状況について相談等を行った旨を証する書類）		
6		届出住宅の周辺地図（目印となる建物等からの経路図）		
7		宮崎県独自の確認事項に関するチェックリスト 1) 火災その他災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置の対策状況 2) 届出住宅において使用する水道等の種類及びその衛生対策 3) 届出住宅の浴槽及び加湿器の種類及びその衛生対策（レジオネラ症関係） 4) 事業に係る情報（届出日、届出番号及び届出住宅の住所）を県ホームページに公開することに関する同意		
8		届出書等を「民泊運営制度システム」ではなく、紙媒体で提出される場合は、返信用封筒（送付先住所・氏名等を記載の上、110円切手を貼付したもの）		